平成２８年（フ）第４８５３号
大阪市大正区三軒家西１丁目７番７号
破産者　渡口産業株式会社
1　決定年月日　平成29年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７０６号
堺市中区東山101番地の１
破産者　有限会社中村溶工所
1　決定年月日　平成29年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第４３５号
広島市西区山田町327番地
破産者　株式会社マツバ
1　決定年月日　平成29年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１号
秋田県横手市赤坂字家ノ前87番地
破産者　古谷建設工業株式会社
1　決定年月日　平成29年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２８年（フ）第７８号
茨城県筑西市神分818番地
破産者　櫻井興業株式会社
1　決定年月日　平成29年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１６４号
茨城県古河市緑町52番43号、商業登記簿上の本店所在地茨城県古河市釈迦1976番地３
破産者　有限会社一休
1　決定年月日　平成29年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第１５３号
千葉県白井市堀込２丁目３番３棟101号
破産者　梶山　一雄
1　決定年月日　平成29年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第１７５号
千葉県四街道市鹿放ケ丘258番地８
破産者　京葉産業有限会社
1　決定年月日　平成29年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第２０９号
千葉県白井市神々廻1030番地　ケアハウス菊華園203号
破産者　野村　明史
1　決定年月日　平成29年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第２４８号
千葉県成田市本三里塚223番地14
破産者　小川　雅人
1　決定年月日　平成29年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第８０８５号
東京都江東区南砂２丁目３－１－1015
破産者　ケー　シー　サムラット　ビクラム
1　決定年月日　平成29年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８０８６号
東京都江東区南砂２丁目３－１－1015
破産者　ケー　シー　バネパリ　ビヌ
1　決定年月日　平成29年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８１４８号
ネパール国バクタプール大都市圏４区、日本における営業所東京都中野区中央３－１－３新中野シャンボール209
破産者　グラディエイター・インターナショナル
1　決定年月日　平成29年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１１１４号
東京都府中市白糸台４丁目16番地の１谷中ビル１Ｆ
破産者　株式会社谷中工業
1　決定年月日　平成29年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１１９４号
東京都多摩市落川1184番地２－201
破産者　野中　一裕
1　決定年月日　平成29年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４１０号
愛知県岡崎市美合新町12番地16　サンハイツシンコー103、前住所愛知県岡崎市舞木町字欠ノ上37番地１　サンシティ山中Ｂ－101
破産者　砂川　　学
1　決定年月日　平成29年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第１７３号
愛知県高浜市向山町１丁目210番地３　ザ・シック101
破産者　佐田　通一
1　決定年月日　平成29年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第３９号
神戸市西区伊川谷町潤和字北横尾238－369
破産者　株式会社エスティー物流
1　決定年月日　平成29年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第９４号
松江市佐草町146番地
破産者　有限会社河野商事
1　決定年月日　平成29年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１２６号
福岡県久留米市東町１－11イーストヒルズビル103
破産者　有限会社ピタ・パタ
1　決定年月日　平成29年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第２９４号
鹿児島県鹿児島市上荒田町13番18号
破産者　有限会社シー・エー・シー
1　決定年月日　平成29年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係